

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

別表第一のイ 行政職給料表等級別職務区分表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 行政職給料表等級別職務区分表

職務の等級	区分	職名
1 級	知事等の事務部局	主事
		司書
	教育委員会の事務部局	主事
2 級	知事等の事務部局	主任主事
		主任司書
	教育委員会の事務部局	主任主事
3 級	知事等の事務部局	主席
		工事検査主席
	教育委員会の事務部局	指導主事
		社会教育主事
		主席
4 級	知事等の事務部局	車庫長
		衛視長
		副車庫長
		副衛視長
		船長
		副船長
		機関長
		副工事検査員
	助教	
	教育委員会の事務部局	管理主事
5 級	知事等の事務部局	室長補佐
		広報室長
		工事検査員
		准教授
	教育委員会の事務部局	室長補佐

		班長
6 級	知事等の事務部局	課内室の室長
		室の長
		部等の所長
		企画幹
		推進幹
		秘書室長
		外事室長
		政策推進室長
		調整室長
		航空消防防災室長
		工事検査幹
		センター等の所長
		校長
		副所長
		センター等の副局長
		困難な業務を行う支所長
		文書館長
		鳥居龍蔵記念博物館長
		困難な業務を行う副校長
		本部長
		農林水産総合技術支援センターの課長
		収用委員会事務局の次長
		主幹
		専門幹
		航空安全・防災調整幹
副工事検査幹		

	センター等の次長
	副校長
	支所長
	出張所長
	支所の次長
	副館長
	環境保全室長
	困難な業務を行う副本部長
	農林水産総合技術支援センターの担当課長
	分室長
	農林水産総合技術支援センター農業大 学校の教頭
	教授
	出納室長
	副室長
	危機管理政策課の担当課長
	観光政策課の担当課長（みなみ阿波観 光振興担当課長及びにし阿波観光振興 担当課長を除く。）
	事務長
	副本部長
	センター等の教頭
教育委員会の事務部局	室長
	企画幹
	推進幹
	副所長
	主幹
	教育機関の次長
	統括管理主事

		統括指導主事
		統括社会教育主事
		総合教育センターの課長
7 級	知事等の事務部局	参事
		特に困難な業務を行う部等の所長
		危機管理監
		地域保健統括監
		特に困難な業務を行うセンター等の所長
		図書館長
		博物館長
		近代美術館長
		院長
		特に困難な業務を行う副所長
		困難な業務を行う企画幹
		困難な業務を行う部等の所長
		困難な業務を行うセンター等の所長
		困難な業務を行うセンター等の副局長
		困難な業務を行う校長
		困難な業務を行う副所長
		困難な業務を行う農林水産総合技術支援センターの課長
		教育委員会の事務部局
	困難な業務を行う企画幹	
	8 級	知事等の事務部局
センター等の局長		
困難な業務を行う規模の大きいセンター等の所長		
部等の副局長		

		統括監（地域保健統括監を除く。）
		二十一世紀館長
		特に困難な業務を行う校長
		困難な業務を行う委員会等の事務局の副局長
	教育委員会の事務部局	副教育長
		教育改革統括監
9 級	知事等の事務部局	政策監補
		知事戦略局長
		部等の担当部長
		理事

別表第一の八医療職給料表(一)等級別職務区分表中

推進幹
副局長

を「推進幹」に改め、同表の二 医療職給料表(二)等級別職務区

推進幹
-----

分表中	4級	知事等の事務部局	主席	を	4級
					5級

知事等の事務部局	主席
知事等の事務部局	室長補佐

所長
副所長

を「所長」に改め、同表のホ医療職給料表(三)

--

所長
----

総合県民局の副部長
副局長
センター等の次長

副所長
次長

等級別職務区分表中

--

に改め、同表のへ特定獣医師職給料表等級別職務区分表中

所長
副所長

を「所長」に改める。

--

所長
----

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。